

令和6年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）  
（令和6年10月1日から令和7年3月14日まで）

1 背景及び目的

本県では、縄文時代の貝塚などからイノシシの遺骸やイノシシを模した動物形土製品が出土されるなど古くはイノシシが県内全域に生息していたと見られるが、明治期に西洋から導入したブタによる豚熱のまん延等によりイノシシは死滅し、長らく生息の空白域とされていた。

1978年(昭和53年)の「自然環境保全基礎調査(環境庁)」では、イノシシの生息域は丸森町を中心とする本県南部が北限とされ、県内における生息域・被害地域も限定的なものであったが、近年は、生息域及び農業被害地域は、県央部から県北部にまで拡大し、農作物(タケノコ、シイタケ等を含む。)に深刻な打撃を与えるようになった。

被害地域では、柵の設置や有害鳥獣捕獲・個体数調整などの防除対策を実施し、被害軽減に努めてきたが、生息数が減少するまでには至っていないと見られ、生息域は県沿岸北部にまで拡大しており、農業被害額も減っていない状況にあった。

このため、県ではイノシシを適正に管理することにより、農業被害の軽減や人と野生鳥獣との共存を図ることを目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に基づき令和4年3月に第四期宮城県イノシシ管理計画を策定し、推定生息数について、令和8(2026)年度末時点で平成25(2013)年度末時点から半減となる16,500頭を管理目標とした。

このことから、本事業では、イノシシの生息密度の減少及び生息域の縮小又は拡大防止を目的に捕獲を行うこととする。

県が行った生息状況調査結果によれば、令和4年度末時点での県内のイノシシ推定生息数は中央値で23,173頭となっており、減少傾向にあるものの、管理目標の達成には至っていない。

第四期宮城県イノシシ管理計画における令和6年度の捕獲目標は、14,474頭以上(県央・県南区域については11,734頭以上、石巻・県北区域については2,740頭以上)とする。

また、令和3年6月には本県でも野生イノシシの豚熱感染が確認されたことから、まん延防止を図るためには防疫措置を講じながら捕獲を強化していく必要がある。

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況(生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等)及び被害状況(農林水産業、生態系、生活環境等)を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ ( <i>Sus scrofa</i> )
----------------------------

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県央・県南区域	令和6年10月1日から令和7年3月14日まで (うち、捕獲作業を行う期間：令和6年11月1日から令和7年2月28日まで(4ヶ月間))
石巻・県北区域	

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域(国指定鳥獣保護区を除く)

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県央・県南区域	仙台市(青葉区・宮城野区及び泉区の一部に限る)、白石市、名取市、角田市、岩沼市、富谷市、蔵王町(一部に限る)、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、利府町(一部に限る)、大和町、大衡村	以前から被害が深刻で継続的に捕獲や防除対策を実施してきた区域である。現状の捕獲圧では被害の減少がみられないため捕獲圧を高める必要がある。	鳥獣保護区、蔵王国定公園、県立自然公園(蔵王高原、阿武隈溪谷)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域
石巻・県北区域	石巻市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、色麻町、加美町(一部に限る)及び南三陸町	ここ数年で出沒や被害が急激に増加した区域である。被害は区域全域に拡大しており、早急に対策が必要な地域である。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、栗駒国立公園、県立自然公園(船形連峰、硯上山万石浦、松島)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。  
 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。  
 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。  
 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。  
 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県央・県南区域	2, 580頭
石巻・県北区域	646頭
合計	3, 226頭

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県央・県南区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わな猟（くくりわな及び箱わなを想定）及び銃猟（巻狩り等を想定）</li> <li>・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。</li> </ul>	受託者と調整の上決定する。
石巻・県北区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わな猟（くくりわな及び箱わなを想定）及び銃猟（巻狩り等を想定）</li> <li>・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。</li> </ul>	受託者と調整の上決定する。

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合には、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。
- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者がライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。
- 3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

## ②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。
ア 関係者等との調整 関係市町村、関係者等との調整を行い、合意形成を図る。
イ 捕獲等の実施 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。
ウ 安全管理 受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。 巻き狩りを実施する際は事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。
エ 捕獲した個体の回収・処分方法 捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。 なお、全頭検査が可能な食肉処理加工施設へ搬入する場合は、利活用も可能とする。
オ 錯誤捕獲の場合の対応 イノシシ以外の獣が捕獲された場合は原則放獣とし、錯誤捕獲の状況を記録する。
カ 捕獲情報の収集及び評価 受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

### (2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。
--------

### (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。
--------

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

<p>【実施主体】</p> <p>宮城県</p> <p>【実施方法】</p> <p>委託</p> <p>【委託の範囲】</p> <p>指定管理鳥獣の捕獲</p> <p>【想定される委託先】</p> <p>認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。</p>
--

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

## 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

### (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 巻き狩りを実施する際は、防災行政無線での放送等、地域住民や関係者に対し、十分な周知を図る。</li><li>・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。</li><li>・ 猟犬は捕獲作業時以外は常に繋留するとともに、捕獲作業に際しては、巻き狩り責任者の管理監督の下、現場における安全を十分確認し、人の身体・生命・財産に危害を与える恐れのない場合以外は繋留を解かないこと。</li></ul>
--

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

### (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。</li><li>・ 止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。</li></ul>
---

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。
- ・ ツキノワグマの錯誤捕獲を未然防止するため、「輪の直径が12cmを超えるくくりわな」及び「締め付け防止金具がないくくりわな」は使用しない。また、箱わなを使用する際は上部脱出口(30cm×30cm以上)が備えてあるものに限る。
- ・ くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、錯誤捕獲防止機能付きのわなや、錯誤捕獲されにくいわなを使用し、使用できない場合は、わなを移動する、あるいは設置を中止する。
- ・ くくりわなを設置する場合は、誘引用の餌(まき餌)を使用しないこと。

### (2) 事業において配慮すべき事項

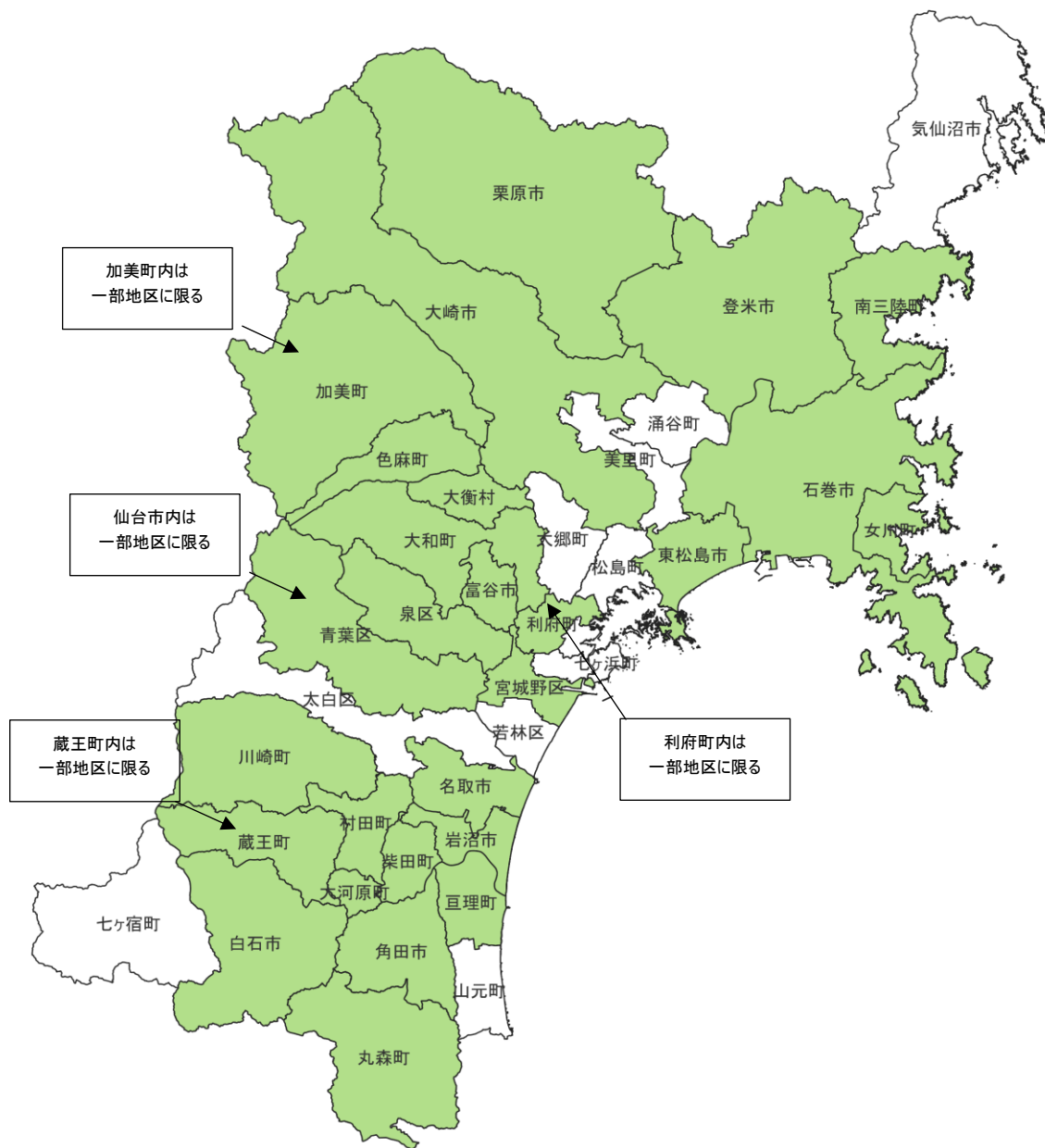
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守する。

また、野生イノシシの豚熱感染確認地点から半径10km圏内で捕獲(見回りや餌やりも含む)を行う際は、資器材の消毒等、防疫措置を行うこととする。

### (3) 地域社会への配慮

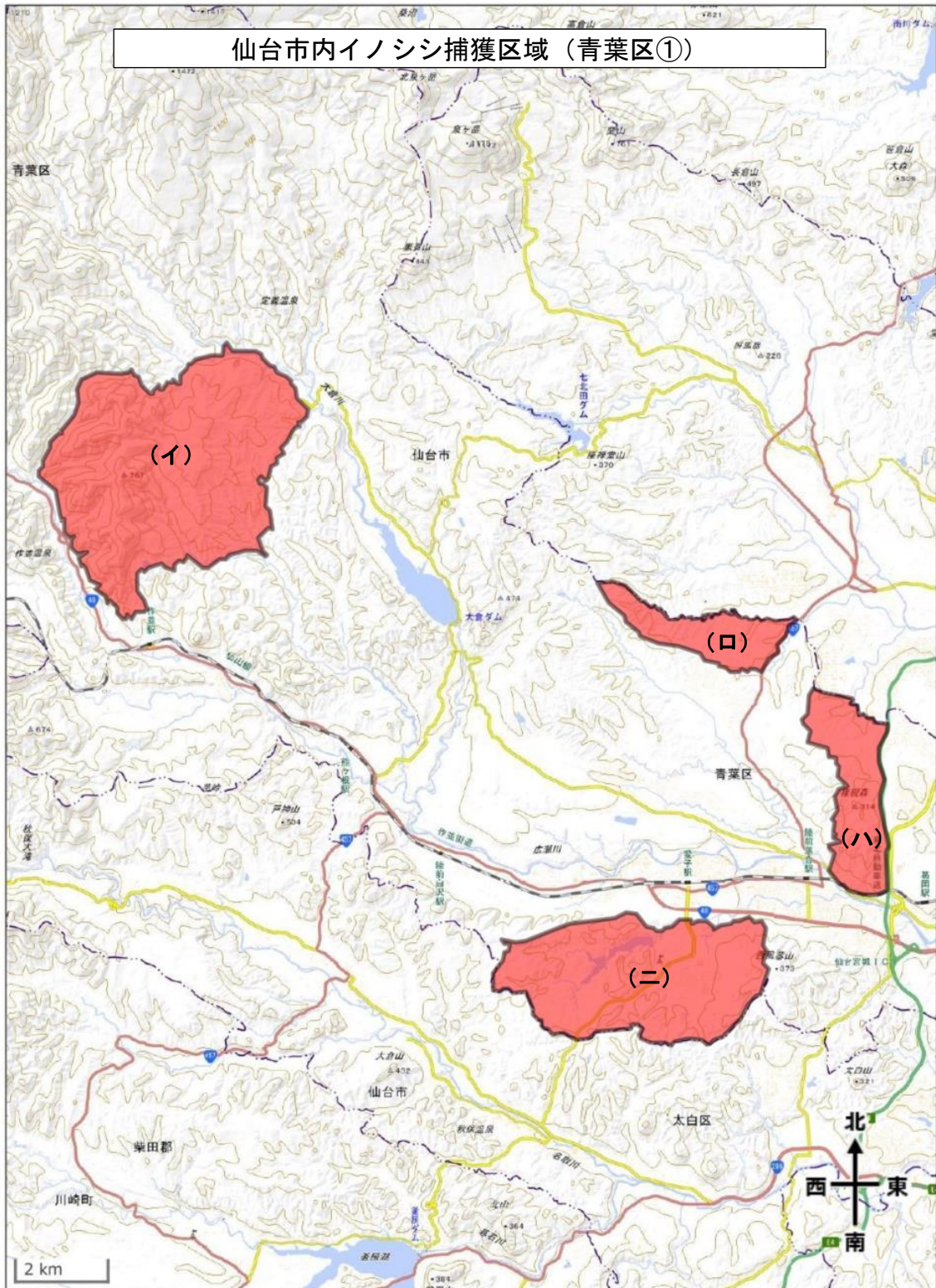
事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

# 実施区域位置図





仙台市内イノシシ捕獲区域（青葉区①）





仙台市内イノシシ捕獲区域（青葉区①の補足）

※前ページの区域（イ）を包含した地域



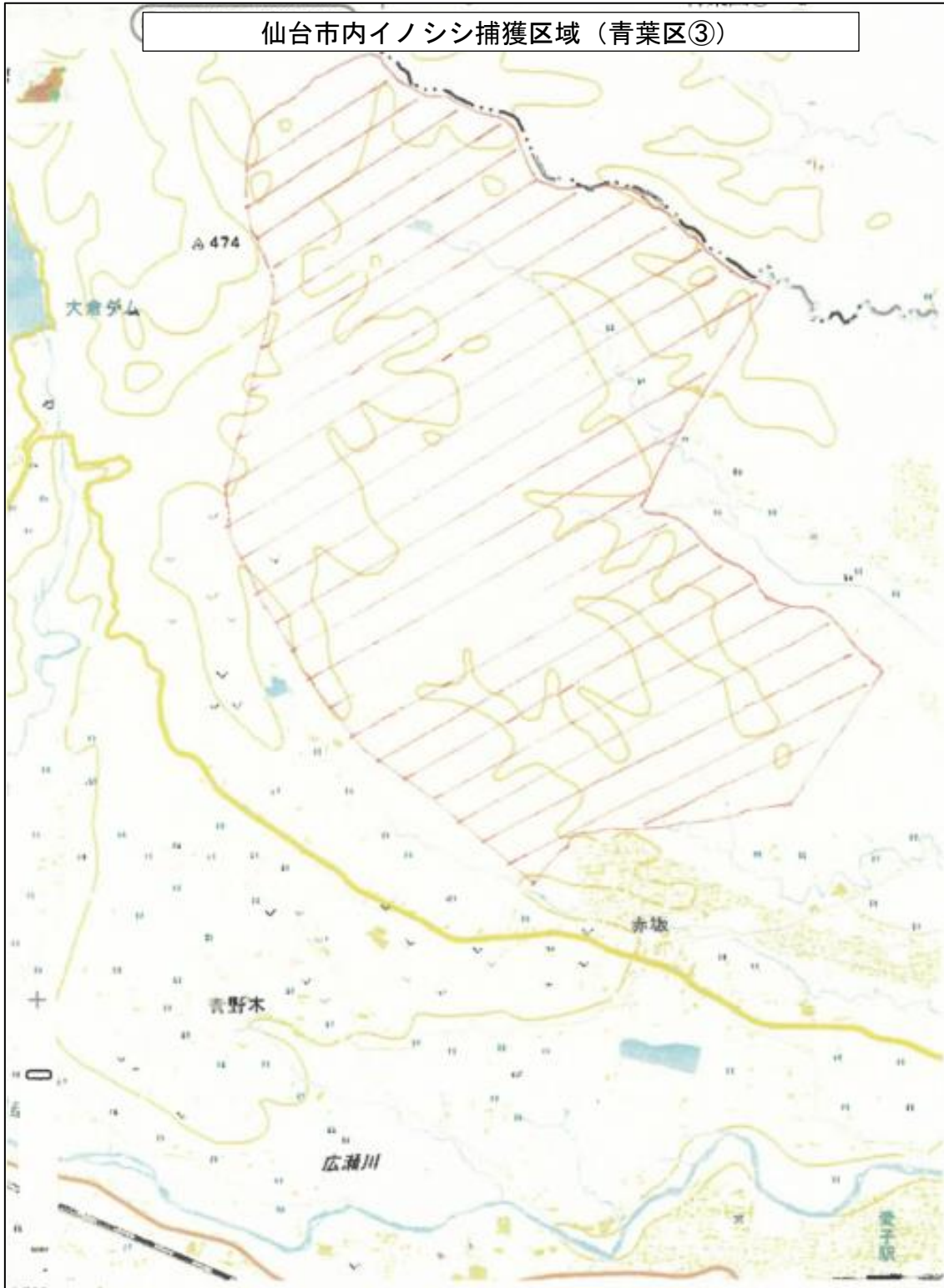
対象区域



仙台市内イノシシ捕獲区域（青葉区②）

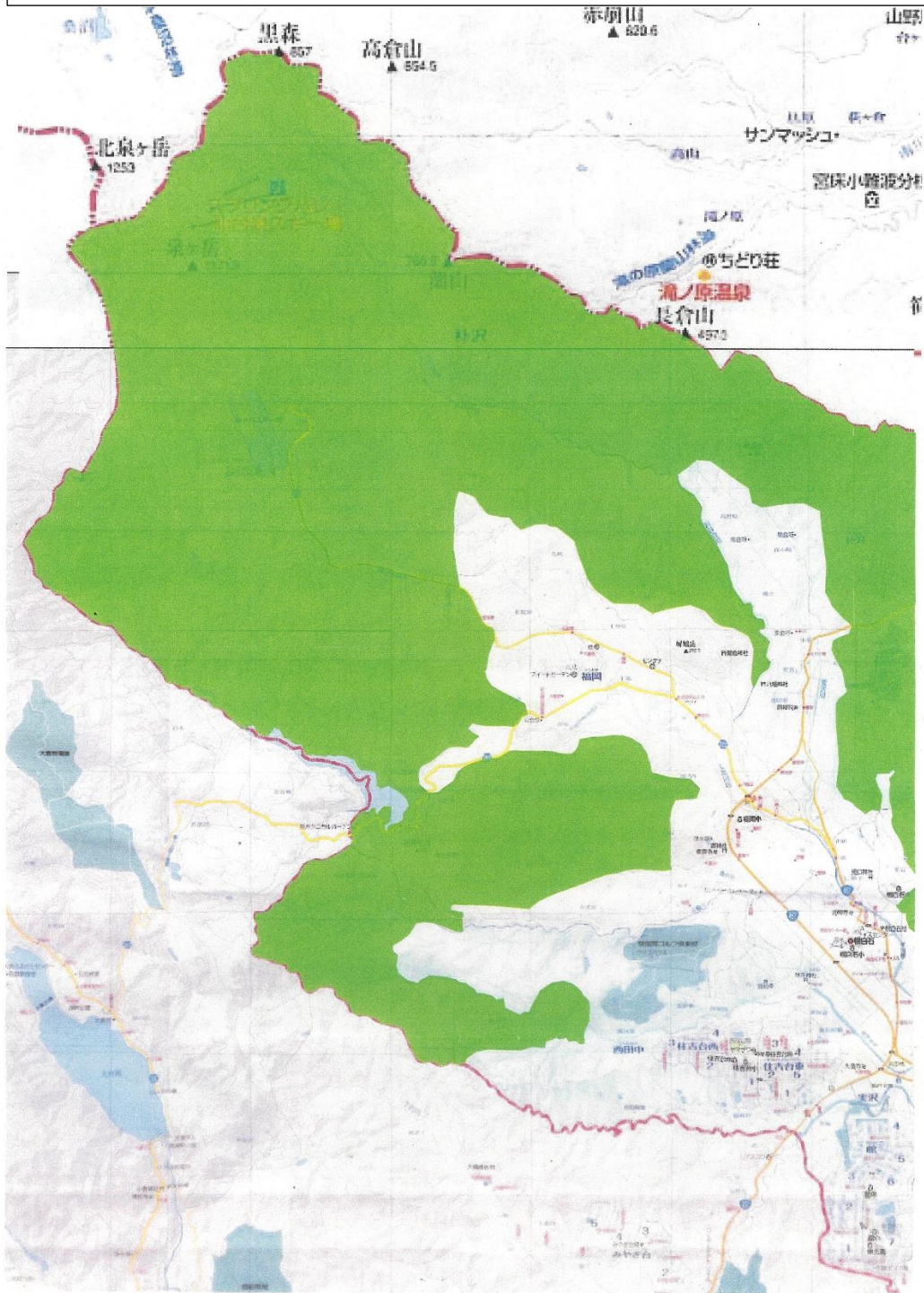


仙台市内イノシシ捕獲区域（青葉区③）



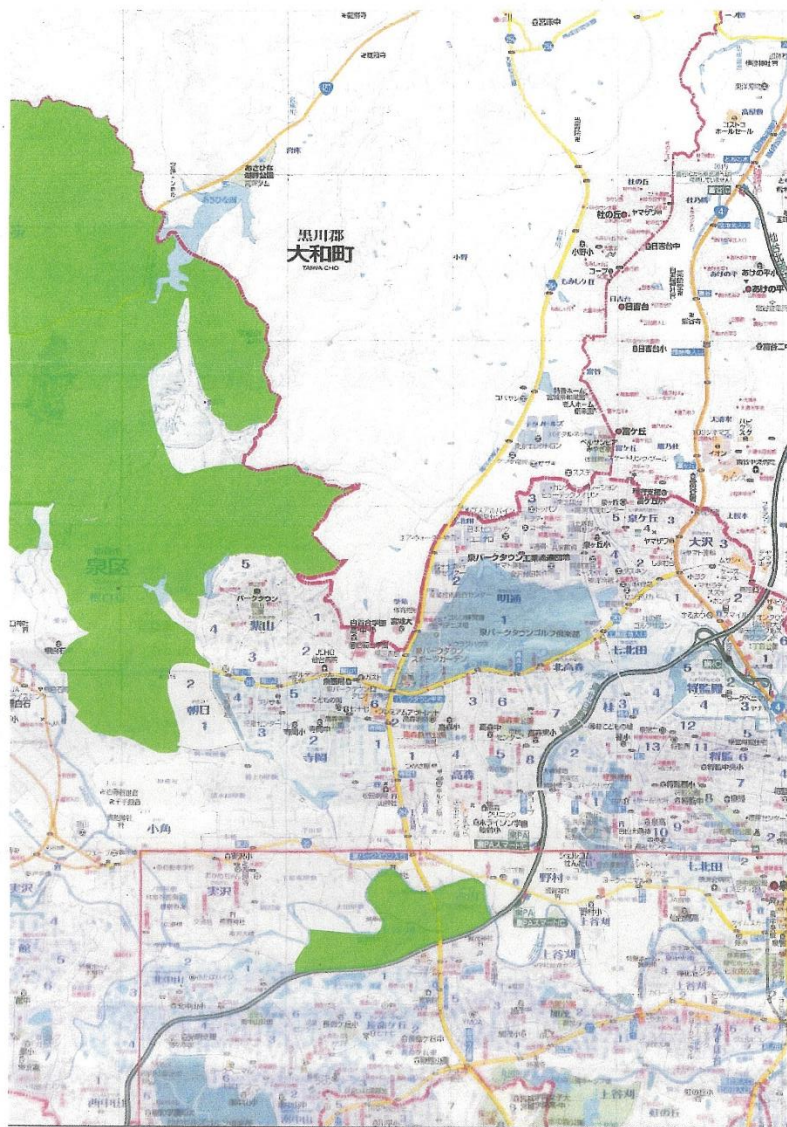


仙台市内イノシシ捕獲区域（泉区①）



使用する猟法：わな猟(くくりわな及び箱罠を想定)及び銃猟(巻狩り等を想定)

仙台市内イノシシ捕獲区域（泉区②）



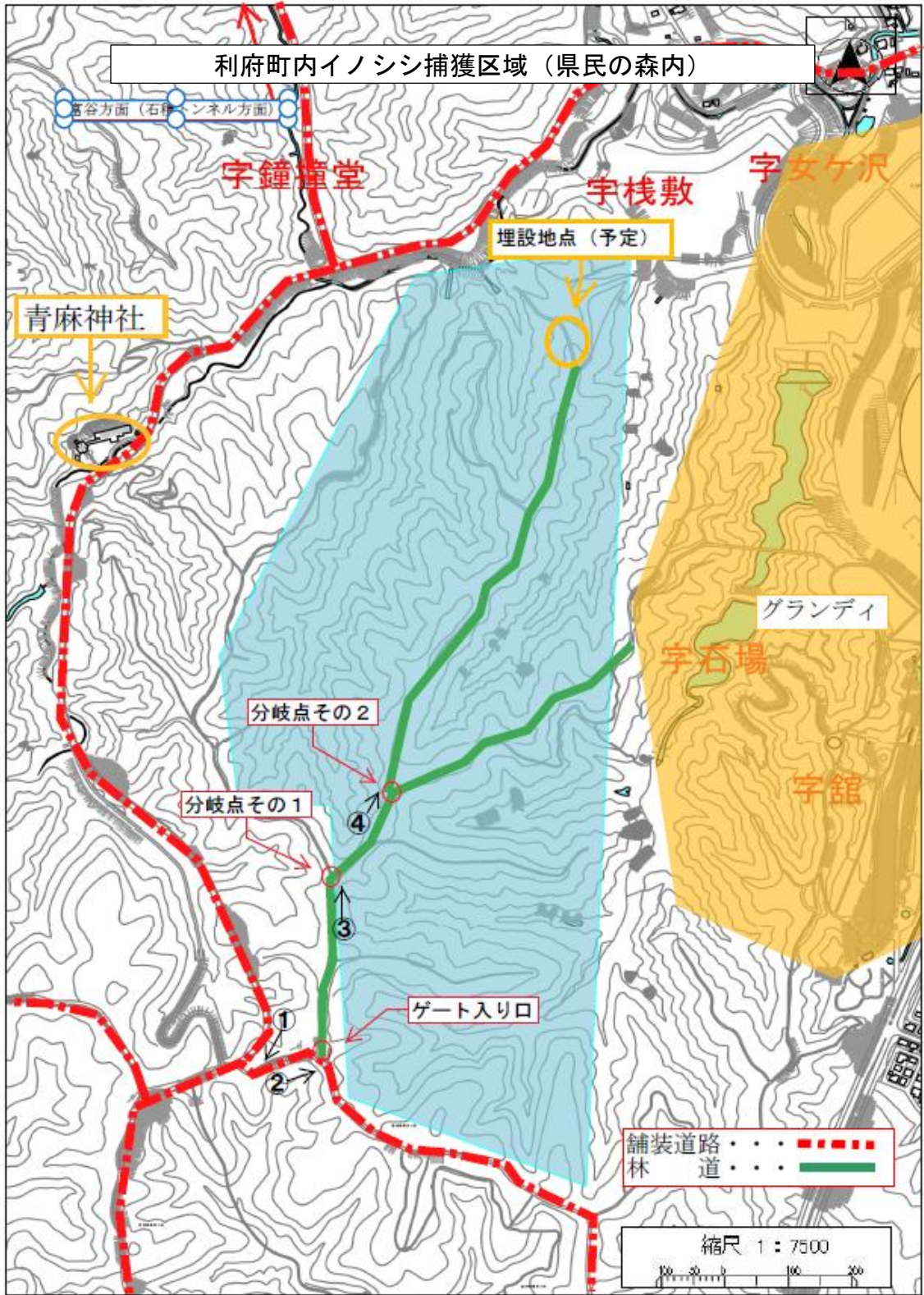
使用する猟法：わな猟(くくりわな及び箱罠を想定)及び銃猟(巻狩り等を想定)



仙台市内イノシシ捕獲区域（県民の森内）

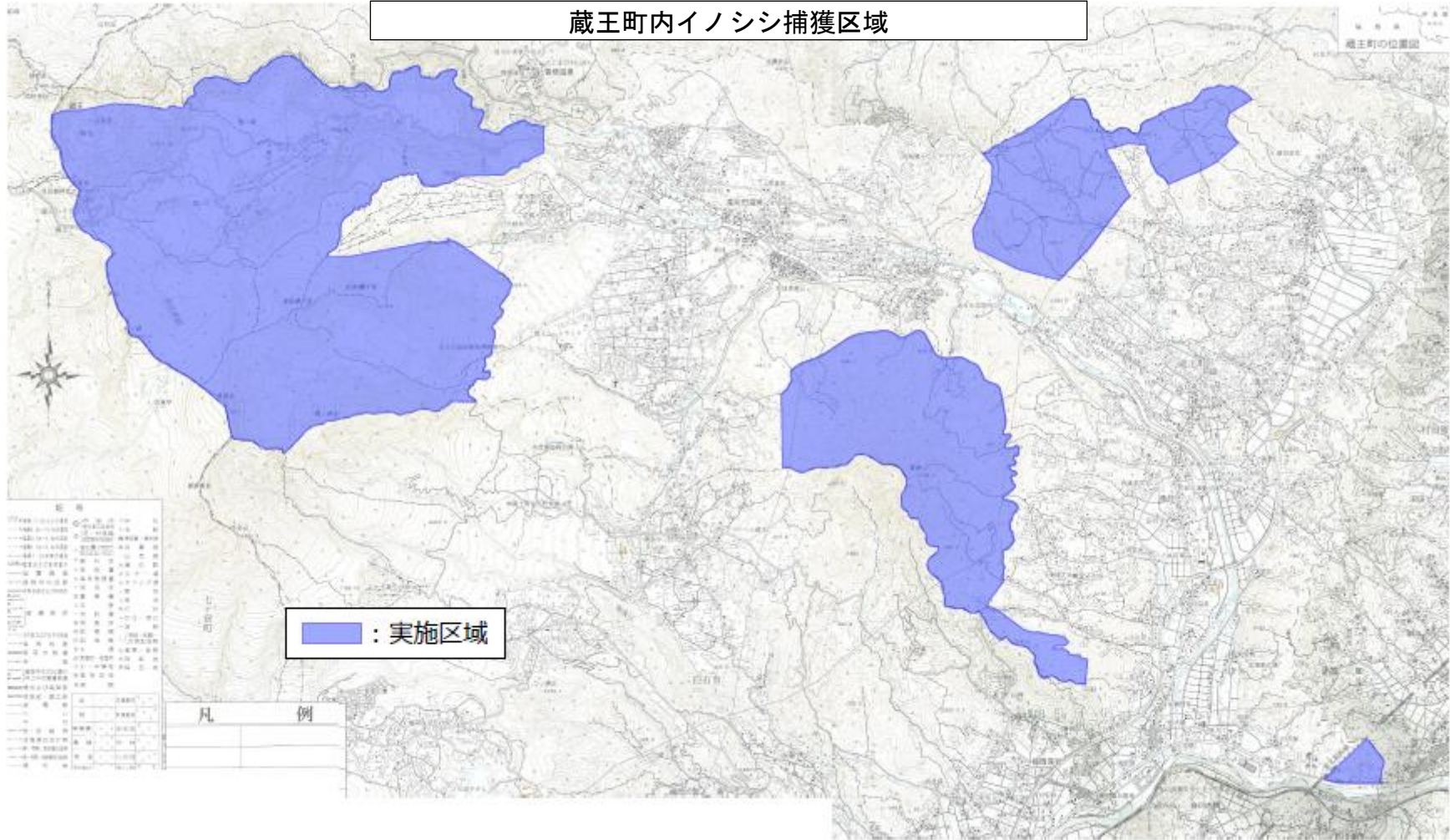


捕獲区域のうち住居及び住居周辺地域ではわなの設置を行わない。





# 蔵王町内イノシシ捕獲区域





# 加美町内イノシシ捕獲区域

